

生衛業者に対する 新たな設備投資税制について

<対象設備と具体例について>

高い公共目的の実現に資する設備

第4回WG資料5における改革案より

高齢者、子育て、共働き世帯の増加による社会的孤立への対策、環境・エコ・安全快適に対する消費者意識の高まりから、地域コミュニティの担い手として生衛業は期待されている。

対象設備として、以下の設備について具体例、活用方法を考えてみる。

<対象設備>

- ①バリアフリー設備
- ②受動喫煙防止設備
- ③買い物弱者対策に資する設備
- ④コミュニティ機能の維持・増進に資する設備

① バリアフリー設備

高齢者・障害者、小さな子ども連れの方が安心して利用できる店舗の改修を行う。

<具体例>

- ・店舗の出入口および店内の段差解消、スロープの設置
- ・出入口の幅を拡張
- ・トイレの工夫（ベビーチェア・おむつ交換ベッド、車イスが入る広さの確保）
- ・タッチパネル式のメニュー表示

（支援策） 健康・福祉増進貸付（日本政策金融公庫）

（参考）バリアフリー改修に係る所得税額の税額控除
バリアフリー施設等に係る特別償却の創設
（平成24年度税制改正要望事項 国土交通省）

②受動喫煙防止設備

喫煙による健康への影響に関する社会的関心が高まっている中で、受動喫煙を防止するための対策が求められている。(参照:都政アンケート)

(健康増進法第25条)

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

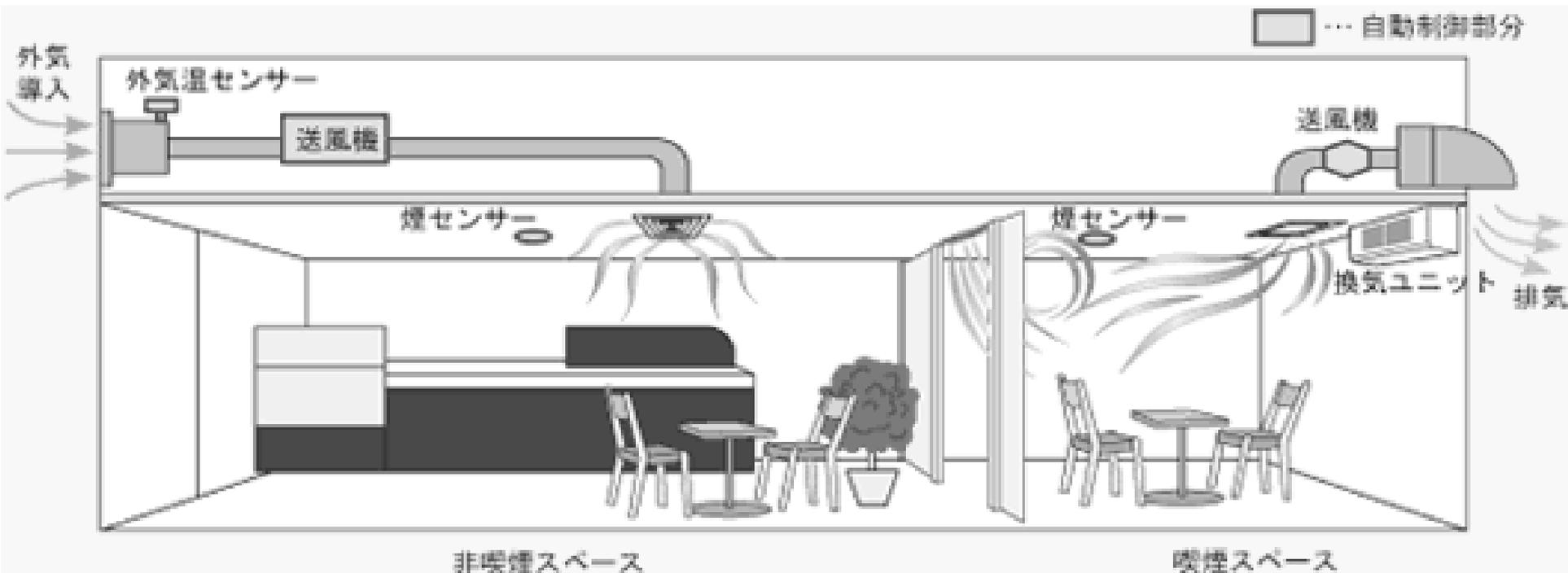
(受動喫煙防止条例) 神奈川県、兵庫県

<具体例>

- ・換気設備の設置、空気清浄機の設置
- ・喫煙室の設置

(支援策) 受動喫煙防止対策助成金(厚生労働省)

＜ 「ドトールコーヒーショップ」の店舗の分煙事例 ＞



出所:「平成22年 分煙対策推進事業調査報告書」
全国飲食業生活衛生同業組合連合会

③ 買い物弱者対策に資する設備

- 急速に進む高齢化や後継者難による店舗数の減少のために、日々の買い物の困る高齢者や子育て世帯を支援していく必要がある。

< 具体例 >

・宅配・御用聞きサービス

商店街で購入した商品を配達してもらうだけではなく、相談事業、元気お伺い事業、猫の手サービス事業を行う。

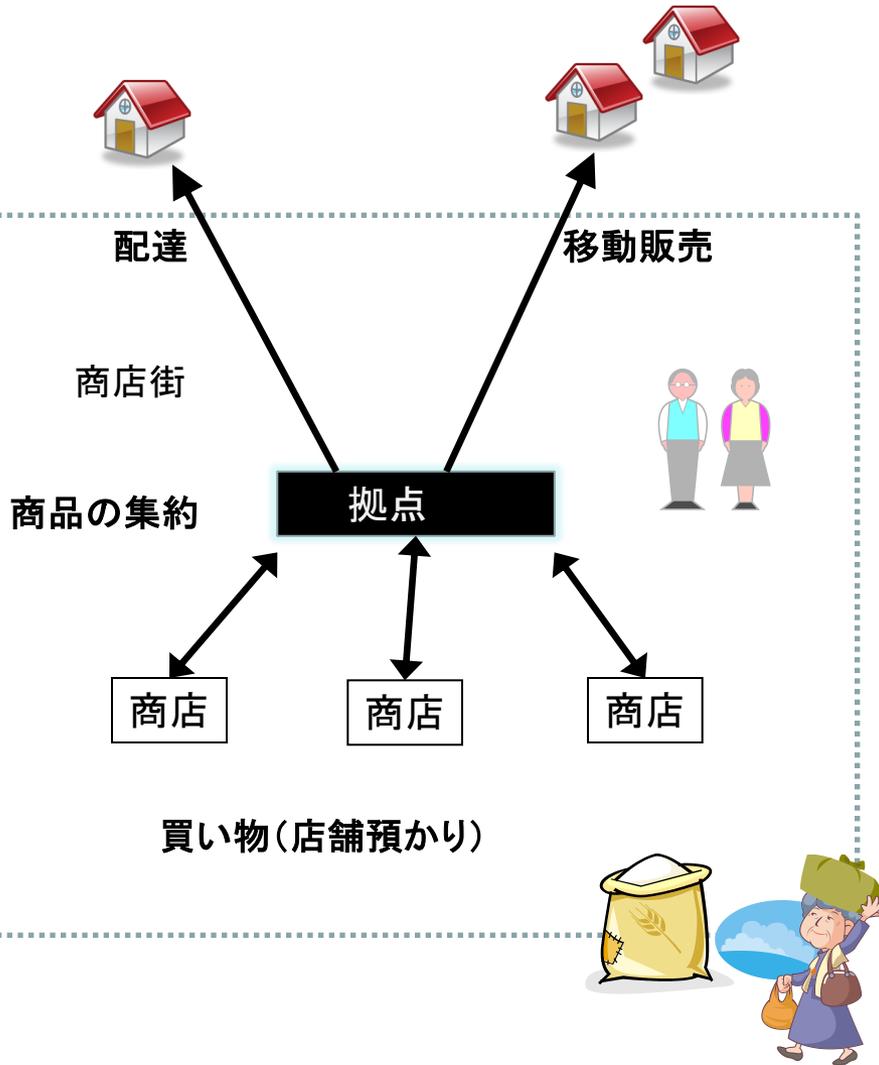
・送迎サービス

介護に係る専門的な知識や技術を持つ「ケア理容師」や「ハートフル美容師」の福祉車両による送迎

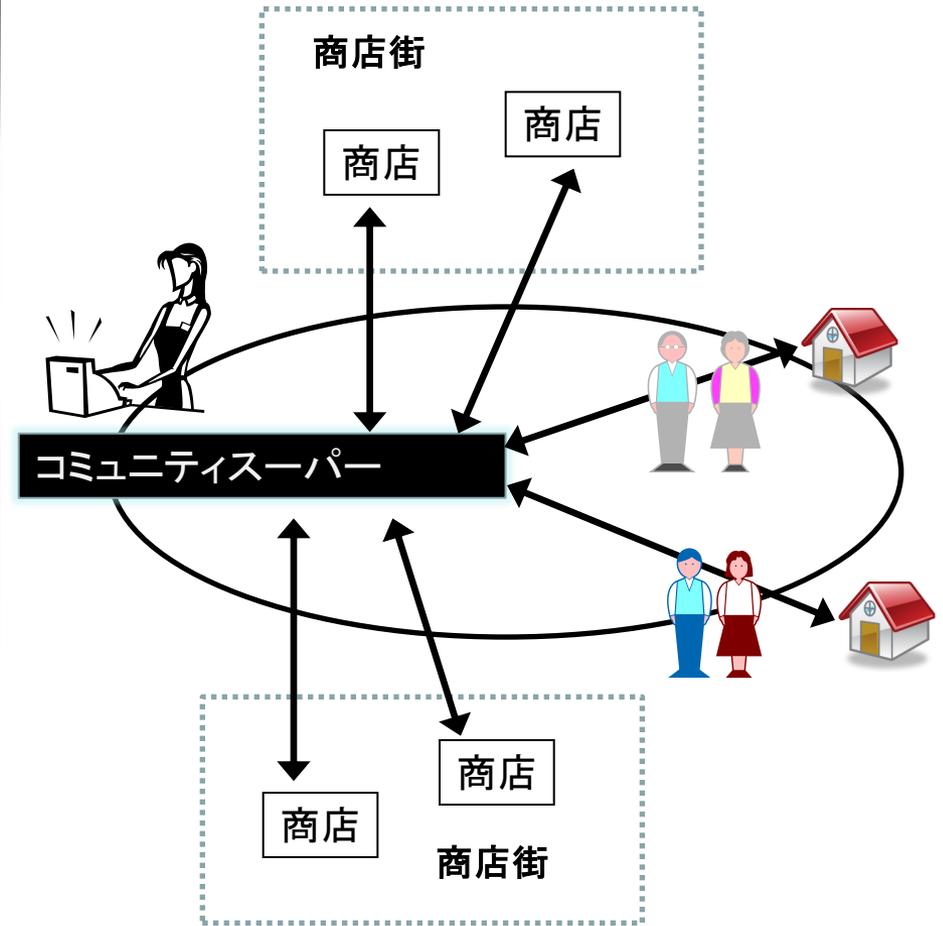
- ※「ケア理容師」や「ハートフル美容師」を養成する共同研修施設や移動研修車も必要

買物支援モデル事業

＜北町地域モデル事業＞ (手ぶらで帰宅できるサービス)



＜石神井地域モデル事業＞ (買い物代行サービス)



④コミュニティ機能の維持・増進に資する設備

生衛業は、地域密着型の営業であり、地域の人々が集う憩いの場、サロンとしての機能を期待されている。したがって、“そこに行く楽しい”“気持ちよく過ごせる”店づくり”が大切であるが、近年クラウド型ITの活用により、情報発信場所としての役割も注目されている。

(商店街を拠点としたITインフラ)

・スマートフォン向けの独自アプリの提供

<具体例> 新潟・古町地区商店街

カメラを商店街に向けると、その周辺の店舗情報(営業時間、外観や店内、商品の写真といった情報)が表示される。

・災害時の情報提供

若手店主によるツイッター発信

災害時の交通情報、帰宅支援ステーション、AED設置場所等の情報提供